

令和 6 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 8 年 1 月
島根県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・令和7年3月12日 令和6年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

令和6年度島根県計画に規定した目標を再掲し、令和6年度終了時における目標の達成状況について記載。

■島根県全体

1. 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、病床の機能又は病床数の変更に関する事業

(計画なし)

② 居宅等における医療の提供に関する事業

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅医療に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

(数値目標)

- ・ 往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持
R6.1.1時点 29.1%
- ・ 訪問診療を受けている患者数
6,249人 (R3年度) → 6,520人 (R6年度)
- ・ 訪問看護ステーションにおける看護職員数 (常勤換算)
R2.10時点 414.2人 → R6年度 490.0人
- ・ 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持
R3.1.1時点 33.4% → R7.1.1時点 33.4%
- ・ 特定行為研修県内修了者数 (累計)
R1年度 35人 → R6年度 116人
- ・ まめネット連携カルテの閲覧件数 (月平均)
5,312件 (R5年度) → 5,400件 (R6年度)
- ・ 東部口腔保健センターの患者数の維持
R5年度 843人

③ 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第9期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

(数値目標)

- ・ 養護老人ホーム (1カ所)

- ・介護医療院（1カ所）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（1カ所）
- ・介護老人保健施設（1カ所）

④ 医療従事者の確保に関する事業

医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在により県西部、中山間地域において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

（数値目標）

- ・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数
40人（R5年度）→ 57人（R6年度）
- ・鳥取大学から県内への派遣医師数の維持（R5.10時点 158人）
- ・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数
R5年度 135人 → R6年度 153人
- ・病院、公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）
R5年度 90.0% → R6年度 90.0%
- ・産婦人科における医師の充足率維持（R5年度：82.4%）
- ・産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持（R5年度：46人）
- ・分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持（R5年度 16.4人）
- ・小児（二次・三次）救急対応病院数の維持（R5年度：17病院）
- ・病院の看護師の充足率
97.6%（R5年度） → 98.0%（R6年度）
- ・県内からの医学科進学者数
40人（R5年度） → 45人（R6年度）
- ・就業歯科衛生士数の維持（R4年末928人 → R6年末928人）
- ・就業歯科技工士数の維持（R4年末240人 → R6年末240人）
- ・県内病院における薬剤師の充足率
83.9%（R5年度） → 85.0%（R6年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する事業

令和7年度（2025年度）における介護職員需給ギャップ（461人）の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォロー

ーアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

- ・令和7年度（2025年度）における介護職員需給ギャップ（461人）の解消

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

(計画なし)

2. 計画期間

令和6年度～令和10年度

□島根県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備及び病床の機能又は病床数の変更に関する目標

(計画なし)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持

R6. 1. 1時点 29.1% → R7. 12. 1 28.0%

※【目標値】29.1%の維持

- ・訪問診療を受けている患者数

6,249人（R3年度）→6,427人（R6年度）

※【目標値】6,520人（R6年度）

- ・訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算）

R2. 10時点 414.2人 → R6年度 473.4人

※【目標値】490.0人（R6年度）

- ・往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持

R3. 1. 1時点 33.4% → R7. 3時点 32.8%

※【目標値】33.4%（R7. 1. 1時点）

- ・特定行為研修県内修了者数（累計）

R1年度 35人 → R6年度 157人

※【目標値】116人（R6年度）

- ・東部口腔保健センターの患者数の維持

R5年度 843人 → R6年度 762人

※【目標値】843人の維持

③ 介護施設等の整備に関する目標

R6計画事業執行なし

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・ 県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数
40人（R5年度）→ 57人（R7年度）
※【目標値】57人（R6年度）
- ・ 鳥取大学から県内への派遣医師数の維持
R5.10時点 158人 →157人（R7.4.1時点）
※【目標値】158人（R5.10時点）の維持
- ・ しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数
R5年度 135人 → R7年度 151人
※【目標値】153人（R6年度）
- ・ 病院、公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）
R5年度 90.0% → R7年度 80.5%
※【目標値】90.0%（R6年度）
- ・ 産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持
R5年度：46人 → R6年度：37人
※【目標値】46人（R5年度）の維持
- ・ 分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持
R5年度 16.4人 → R6年度：15.5人
※【目標値】16.4人（R5年度）の維持
- ・ 小児（二次・三次）救急対応病院数の維持
R5年度：17病院 → R6年度：11病院
※【目標値】17病院（R5年度）の維持
- ・ 病院の看護師の充足率
97.6%（R5年度） → 95.7%（R7年度）
※【目標値】98.0%（R6年度）
- ・ 就業歯科衛生士数の維持
R4年末928人→R6年末913人
※【目標値】928人（R4年末）の維持
- ・ 就業歯科技工士数の維持
R4年末240人→R6年末238人
※【目標値】240人（R4年末）の維持
- ・ 県内病院における薬剤師の充足率
83.9%（R5年度） → 84.0%（R6年度）
※【目標値】85.0%（R6年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和5年度介護職員数 16,581人

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

(計画なし)

2) 見解

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、
病床の機能又は病床数の変更に関する事業

(計画なし)

(2) 在宅医療の推進に関する事業

①在宅医療の推進に関する事業

計画期間中、訪問診療に必要な設備整備等への支援、条件不利地域への訪問診療・訪問看護に対する市町を通じた支援等により、在宅医療提供体制のハード・ソフト両面の整備を図った。

後継者不足による閉院などの影響がある中でも、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

②医療連携の強化・促進

計画期間中、「まめネット」の普及に向けた取組を支援したこと等により、連携カルテの閲覧件数はR6年度の月平均が5,433件、同意カード発行枚数はR6年度末には77,244枚となり順調に増加しているため、今後は、在宅医療に活用できる連携アプリケーションの整備を進めることにより、多職種連携の主要なツールとして「まめネット」の活用を積極的に図っていく。

(3) 介護施設等の整備に関する事業

R6 計画事業執行なし

(4) 医療従事者の確保

これまでの、地域医療支援センター運営事業や医学生奨学金の貸与等の医師確保の取組と、看護師の研修環境の整備、院内保育所の運営支援等による医療従事者の県内定着の取組により、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

今後、さらに対策を進め、医療従事者の確保に積極的に取り組んでいく。

(5) 介護従事者の確保に関する事業

計画に掲載した事業は着実に実施した。取り組みの成果は今後の統計調査に

より把握する。

(6) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

2024年4月から医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始されたことをふまえ、医師の労働時間短縮を進める必要がある。

3) 改善の方向性

- ・ 病床機能分化・連携、在宅医療の拡大に向け、地域医療構想調整会議等の場において地域の実情を踏まえた議論を活性化するための取り組みを実施していく。
- ・ 関係機関が協働して、在宅医療の普及に努めるとともに、在宅医療に携わる医療従事者の養成に継続して取り組む必要がある。

4) 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和6年度島根県計画に規定した事業について、令和6年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.1】 医療連携推進事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	診療所を中心としたチーム	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持 R6.1.1 時点 29.1% ・訪問診療を受けている患者数 6,249人（R3年度）→ 6,520人（R6年度） 	
事業の内容（当初計画）	<p>地域における医療連携の取組の促進を図るため、郡市医師会単位においてモデル事業として行われる小規模な医療連携の取組（小規模なチーム作り）に必要な経費を県が補助する。</p> <p>また、在宅医療介護連携を図るため、県医師会を中心に多職種連携、人材育成、普及啓発、全県単位でのデータ集計・分析等に取り組む。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅医療に取り組む連携チーム数 5チーム	
アウトプット指標（達成値）	令和6年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和6年度計画分は執行していない。</p> <p>(1) 事業の有効性 令和6年度計画分は執行していない。</p> <p>(2) 事業の効率性</p>	

	令和6年度計画分は執行していない。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 2】 市町村計画に基づく在宅医療の推進事業	【総事業費】 932 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持 R6.1.1 時点 29.1% ・訪問診療を受けている患者数 6,249 人 (R3 年度) → 6,520 人 (R6 年度) 	
事業の内容 (当初計画)	<p>在宅医療の推進のために以下の取組を行う市町村を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件不利地域に訪問診療・訪問看護を行う医療機関や訪問看護ステーションの運営支援 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>在宅医療の推進のために以下の取組を行う事業所数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件不利地域に訪問診療を行う医療機関 45 カ所 ・条件不利地域に訪問看護を行う訪問看護ステーション 45 カ所 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・12 市町の 41 医療機関、52 訪問看護ステーションが条件不利地域への訪問診療・訪問看護に取り組み、市町を通じ支援を行った。 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療を実施する医療機関数 (診療所、病院数) 274 カ所 (R3(2021)年度) → 263 カ所 (R6(2024)年度) ・訪問診療を受けている患者数 6,249 人 (R3(2021)年度) → 6,427 人 (R6(2024)年度) <p>※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・往診・訪問診療を行う医療機関の割合 28.0% (R7.12.1 時点) 	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>後継者不在による閉院などの影響により、目標値は未達成であった。しかし、本事業の実施が訪問区域の拡大・維持に寄与し、訪問型医療・介護サービスの総合的な確保を図ることができた。</p> <p>医療従事者の確保が困難である現状から、今後更に在宅医療の需要増に伴う従事者 1 人あたりの業務負担が増加する中、条件不利地域等は訪問にかかる移動時間が長く効率が悪いため、在宅医療の提供体制の維持が課題となる。</p> <p>本事業により条件不利地域へ訪問を行う事業者を支援することで在宅医療の提供体制の維持・向上が図られる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>市町村に対して補助を行うことにより、県が事業者に直接支援を行うのに対し、地域の実情に即した効率的な支援が可能となる。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 3】 訪問看護推進事業	【総事業費】 8,484 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県（訪問看護支援センター）、訪問看護ステーション、病院	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標： 訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算） 414.2人（R2年度）→ 490人（R6年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>地域の実情に応じた訪問看護サービスの充実を図るため、有識者等による検討会を設置し、訪問看護の推進に向けた取組の検討を行う。また、訪問看護支援センターにおいて、訪問看護師の確保・定着の支援、資質向上のための集合研修、現場での実践的な研修により個々の知識や経験に応じた指導及び助言が受けられる機会を提供するとともに、事業所の経営・運営の支援、事業者及び県民向けの相談窓口の設置、県民に向けた訪問看護師確保に関する普及啓発を行う。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護支援検討会の開催 2回 ・相互研修に参加する看護職員の数 30人 ・集合研修の開催 6回 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護支援検討会は、年2回開催し、関係機関の代表者と訪問看護の推進に向けた取組や方向性について検討することができた。 ・相互研修は、40名の看護職員が参加した。 ・集合研修は、9回（訪問看護管理者研修3回、訪問看護師養成講習会1回、フィジカルアセスメント研修3回、人工呼吸器と看護研修1回、ハラスメント研修1回）開催した。 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算）R2年度 414.2人 → R6年度 473.4人</p>	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業により訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数(常勤換算)はH29年度の317人からR6年度473.4人となり、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができている。 ・訪問看護支援検討会を年2回開催し、訪問看護を取り巻く関係機関の代表者が多角的な視点で現状を分析・評価することで、訪問看護を推進する上での具体的な課題の整理と今後の方向性の検討ができている。 ・相互研修へは多くの看護職員が参加し、訪問看護の現場を経験することで、個々の知識や経験に応じた実践的な指導及び助言が得られる機会を確保することができている。 <p>(2) 事業の効率性</p> <p>類似の会議等の活用により、訪問看護支援検討会の開催回数を最小限とすることで、コストの低下を図りながら効率的に実施している。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 4】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 397 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県歯科医師会	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 R3.1.1時点 33.4%→ R7.1.1時点 33.4%	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の適切な提供を維持するため、県歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者への歯科診療所の紹介や相談対応等を行う。また、在宅等への訪問診療の連携体制構築に向けた多職種との協議会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科医療連携室の運営 1カ所	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療連携室の運営 R6年度 1カ所 在宅歯科医療連携室相談件数 R6年度 27件 	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合 33.4%（R3.1.1） → 32.8%（R7.3）	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>往診・訪問診療を行う歯科診療所割合は減少しており、アウトカム指標が未達成となった。本事業において在宅歯科医療における医科や介護等と連携する窓口の運営がされ、対応できる歯科医院を把握し、相談対応することにより、対象者への歯科医療の提供には一定の効果があった。また、会議が開催されることにより、地域における歯科医療の推進及び、多職種連携体制の整備を図ることにつながった。引き続き、在宅歯科医療における連携体制の構築と体制整備を図っていく。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>島根県歯科医師会に委託することにより、相談者への歯科医療機関の紹介を円滑に行うことができる。さらに、往診・訪問診療を行う歯科診療所と連携をとることで、各地区における取組状況等の情報共有や、在宅歯科医療連携室の周知等の情報発信を効率的に行うことができる。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 5】 在宅歯科医療推進対策事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県歯科医師会	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 R3.1.1時点 33.4%→ R7.1.1時点 33.4%	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の体制維持や関係者の資質向上を図るため、歯科専門職を中心として医療・福祉・介護職等の多職種の関係者に在宅歯科医療のために必要な知識や技術等の研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	歯科専門職等に対する研修会の開催 2回	
アウトプット指標（達成値）	令和6年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和6年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和6年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和6年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 6】 未来の医療を支える特定行為を行う看護師養成事業	【総事業費】 21,662 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、病院、訪問看護ステーション	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、患者にタイムリーな医療を提供するため、医師等の判断を待たずに手順書により特定行為のできる看護師が必要。	
	アウトカム指標： 県内修了者数（累計） R1年度 35人 → R4年度 79人 → R5年度 97人 → R6年度 116人	
事業の内容（当初計画）	県外での研修受講は、看護師や医療機関等の金銭的な負担も大きいことから、入学金や受講料、長期滞在に要する経費を支援することにより、受講促進を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修受講に係る経費への支援 10カ所	
アウトプット指標（達成値）	研修受講に係る経費への支援 11カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内看護師の研修修了者 157名	
	<p>（1）事業の有効性 11カ所18名への受講費用補助を通じ、受講促進につなげることができた。</p> <p>（2）事業の効率性 県看護協会など、関係機関と情報共有することで、病院以外の医療機関等へのきめ細かな情報発信が可能となり、実施事業の効率化が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 7】 訪問診療等に必要設備整備事業	【総事業費】 33,997 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標： ・往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持 R6.1.1 時点 29.1% ・訪問診療を受けている患者数 6,249人（R3年度）→ 6,520人（R6年度）	
事業の内容（当初計画）	医師が行う訪問診療・往診に必要な車両や医療機器の整備、及び、関連する在宅療養支援病院・診療所、訪問薬局などが行う在宅における医療の提供に必要な機器や設備の整備に対して支援を行う。 また、現に在宅医療に従事する看護師等の技術向上を目的とした研修を大学の教育機関が実施するために必要な設備の整備に対して支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅訪問診療の提供体制構築に資する設備整備を行う施設数 45カ所	
アウトプット指標（達成値）	在宅訪問診療の体制整備のため、診療所や訪問看護ステーションなど53機関が医療機器や訪問用車両の整備を実施した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・往診・訪問診療を行う医療機関の割合 28.0% (R7.12.1時点) ・訪問診療を実施する医療機関数（診療所、病院数） 274カ所（R3(2021)年度）→ 263カ所（R6(2024)年度） ・訪問診療を受けている患者数 6,249人（R3(2021)年度）→ 6,427人（R6(2024)年度） ※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータよ	

	り抽出
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>後継者不在による閉院などの影響により、目標値は未達成であった。しかし、事業規模の小さい医療機関、訪問看護ステーション等が多い本県においては、新たな設備投資が困難な場合が多いため、本事業を活用した支援は、在宅医療提供体制の裾野拡大と質の向上に直接役立っている。</p> <p>今後の更なる在宅医療の需要増に対し、引き続き本事業により設備投資を支援することで在宅医療の提供体制の維持・向上が図られる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医療機関等に対し、必ず複数社から見積を徴することを求めるなどコストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 8】 医療介護情報連携モデル事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、医療機関等	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	東西に県土が長く離島の存在する本県において、地域医療構想の達成や地域包括ケアシステムの構築を図るには、医療機関間等や多職種での効率的な情報連携を促進する必要がある。	
	アウトカム指標： ・ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 現状値（R5年平均）5,312件／月 →目標値（R6年平均）5,400件／月 ・同意カードの発行枚数 現状値（R6.1月末）72,593枚 →目標値（R7.1月末）76,000枚	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想の達成や在宅医療の推進を図るため、しまね医療情報ネットワーク（まめネット）を活用して、地域の医療・介護関係者間の情報連携を推進する取組を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・情報連携のための取組を行う医療機関 5施設	
アウトプット指標（達成値）	令和6年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和6年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和6年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和6年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 9】 在宅歯科医療拠点整備事業	【総事業費】 32,528 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	島根県歯科医師会	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療の提供を推進するにあたって、障がい者を含む在宅歯科医療の提供体制を充実するニーズが高まっている。 県東部における心身障がい者への歯科診療を行う唯一の診療所及び在宅歯科医療連携拠点として、今後も同様の役割を担うことが期待されることを踏まえ、センター全体の機能を改善し、医療の質の向上を図るため、整備する必要がある。	
	アウトカム指標： 患者数の維持 843 人 (R5 年度)	
事業の内容（当初計画）	島根県歯科医師会が障がい者への一般診療や訪問診療、歯科検診などの公益的事業を行っている東部口腔保健センターを在宅歯科医療の拠点（研修機能含む）として整備するために必要な経費を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	施設整備 1 施設	
アウトプット指標（達成値）	施設整備 1 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 患者数 762 人 (R6 年度)	
	（1）事業の有効性 県東部における心身障がい者への歯科診療を行う唯一の診療所及び在宅歯科医療連携拠点としての診療体制の維持・向上に寄与した。 なお、患者数の目標は未達であったが、工事期間中の休診により診療日数が減少したことが原因であり、昨年度と同	

	<p>様の日数で診療を行っていた場合は、目標を達成する見通しであった。</p> <p>R5 年度：患者数 832 人 診療実日数 45 日 R6 年度：患者数 762 人 診療実日数 37 日</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医療機関等に対し、必ず複数社から見積を徴することを求めるなどコストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 10】 専攻医確保・養成事業	【総事業費】 5,156 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人島根大学、県立中央病院	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成30年度から開始された新専門医制度について、県全体として専攻医を確保・養成し県内定着を進めるために、県内全病院が参画し県内病院をローテートする養成プログラムを作成すること及び医師の養成が急務である診療科の専攻医の確保・養成を支援することで医師不足、地域偏在の解消を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数 40人（R5年度）→57人（R6年度）	
事業の内容（当初計画）	島根大学を中心とする県内のすべての病院による病院群をローテートして勤務する仕組みの構築及び医師の養成が急務である診療科の専攻医の養成を行い、医師不足、地域偏在の解消を図るために必要な支援を島根大学医学部附属病院卒後臨床研修センターの専門研修部門に対し行う。また、総合診療専門医の人材確保・養成のため、大学と県立病院の連携と役割分担による効果的な研修体制の構築等に向けた支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1件	
アウトプット指標（達成値）	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内の専門研修プログラムで研修を開始した医師数 40人（R5年度）→57人（R7年度）	
	（1）事業の有効性 島根大学医学部附属病院を基幹施設として、県内の病院群で構成する研修プログラムを作成し、県内病院でローテートして勤務できるような仕組みを構築することで、医師不足、地域偏在の解消に寄与した。	

	<p>一方で、令和 7 年度に県内の専門研修プログラムで研修を開始した医師数は 57 人であり、県人口比 49 人を満たすことができたが、地域偏在や診療科偏在の課題に対応するためにも専攻医確保にかかる対策を引き続き行っていくことが必要である。</p> <p>したがって、複数の専門研修プログラムを持つ島根大学医学部附属病院が中心となり、県内の基幹施設と連携しながら各プログラムの魅力化を図るとともに、県内だけでなく県外の医師からも選んでもらえるよう情報発信に力を入れ専攻医確保を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>基幹施設である島根大学医学部附属病院に委託することにより、低コストで効率的に実施している。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 11】 地域勤務医師育成支援事業	【総事業費】 29,969 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人鳥取大学	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 鳥取大学から県内への派遣医師数の維持 (R5.10時点 158人)	
事業の内容（当初計画）	鳥取大学医学部には、島根県の地域枠を5名設置しており、これら地域枠学生が、卒業後、島根県の地域医療に貢献できるよう、鳥取大学における医療技術の習得に資する環境整備、地域医療教育の充実に必要な経費を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	大学医学部における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実を図る 大学数 1件	
アウトプット指標（達成値）	鳥取大学医学部における教育環境の整備、地域医療教育の充実を図った。 1件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 鳥取大学から県内への派遣医師数 158人（R5.10時点）→ 157人（R7.4.1現在）	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>平成30年と比べて派遣医師数は減少したが、医師が不足している県西部地域へは一定程度の派遣医師数が継続されている状況であり、本事業により教育環境の整備、地域医療教育の充実の支援をすることで、地域医療を担う医師の育成に寄与している。</p> <p>一方で、派遣医師数の減少は医療提供体制に影響を及ぼすことになるので、今後も、毎年地域枠学生は誕生することも踏まえ、鳥取大学との連携を強化し、島根県への派遣医師</p>	

	<p>数の維持・増加を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県内への一定数の医師派遣が期待できる鳥取大学における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実に資する経費に限定して支援をすることにより、効率的に実施している。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.12】 島根大学への寄附講座の設置	【総事業費】 33,379 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人島根大学	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標： ・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R5年度 135人 → R6年度 153人 ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R5年度 90.0% → R6年度 90.0%</p>	
事業の内容(当初計画)	<p>島根大学医学部地域枠入学者や奨学金貸与者等の地域医療に貢献する意志のある学生に対し、早期からの地域医療実習などによる学ぶ機会の確保、動機づけで学習意欲を向上させ、地域で求められる医師像やロールモデルとの出会いを促し、地域医療を担う医師を育成するため、島根大学医学部に地域医療支援学講座を設置する。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	島根大学医学部内における地域医療支援学講座の開設 1件	
アウトプット指標(達成値)	島根大学医学部内における地域医療支援学講座の開設 1件	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・しまね地域医療支援センターの登録者のうち、医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R5年度 135人 → R7年度 151人 ・R7.10月に勤務医師実態調査を実施 (病院・公立診療所の医師の充足率 R7年度 84.8% うち医師多数区域を除く二次医療圏 R7年度 80.5%)</p> <p>(1) 事業の有効性 学生が地域医療に興味を持ち、さらにモチベーションを向上さ</p>	

	<p>せるため、地域医療について継続的な質の高い学びの場を確保する等の支援を実施。これらの取組により、しまね地域医療支援センターの登録者のうち県内で研修・勤務する医師は毎年 20～30 人程度増加している。</p> <p>一方で、医師少数区域等で研修・勤務する医師数及び病院・公立診療所の医師の充足率は目標に届かなかったが、増加傾向にあることから、本事業は地域医療を担う医師の育成に寄与しているため、引き続き充足率の向上に向けて取り組む。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>島根大学医学部に地域医療支援学講座を設置することにより、低コストかつ効率的に事業実施している。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 13】 医学生奨学金の貸与	【総事業費】 125,498 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R5年度 90.0%→ R6年度 90.0%</p>	
事業の内容（当初計画）	将来医師として県内の地域医療に携わる意志のある大学生、大学院生に対して奨学金を貸与する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>奨学金貸与者の継続的確保 32人／年 このうち、地域医療の確保の観点に基づく医学部定員の臨時増員を対象とした奨学金</p> <p>(1)島根大学医学部医学科 12人／年 (2)鳥取大学医学部医学科 5人／年</p>	
アウトプット指標（達成値）	<p>奨学金貸与者の継続的確保 19人／年 このうち、地域医療の確保の観点に基づく医学部定員の臨時増員を対象とした奨学金</p> <p>(1)島根大学医学部医学科 12人／年 (2)鳥取大学医学部医学科 5人／年</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： R7.10月に勤務医師実態調査を実施 (病院・公立診療所の医師の充足率 R7年度 84.8% うち医師多数区域を除く二次医療圏 R7年度 80.5%)</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業の実績としては、近年、受験者数の低下等により入学者・貸与者が定員を満たしていないが、今後、中・高校生に対しての医師を目指すきっかけ作りや奨学金制度の周知を強化するなど医療人材確保につながる取り組みを行う。</p>	

	<p>本事業の効果としては、病院・公立診療所の医師の充足率は向上したため、県内で勤務する医師の確保、とりわけ地域の医療機関に勤務する医師数の増加に寄与した。</p> <p>一方で、専門研修期間においては大学や中核病院のある医師多数区域で勤務する傾向があり、地域偏在解消に至っていないため、しまね地域医療支援センターと連携し医師少数区域でのキャリア形成支援に取り組む。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>適切な貸与額、返還免除条件を設定することにより、コストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 14】 研修医研修支援資金の貸与	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 産婦人科における医師の充足率維持（R5年度 82.4%）	
事業の内容（当初計画）	県内で産婦人科等の専門医取得を目指す臨床研修医や専門医養成プログラムにより研修を行う後期研修医に対して研修支援資金を貸与する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修支援資金貸与者の継続的確保 4人／年	
アウトプット指標（達成値）	令和6年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和6年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和6年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和6年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 15】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 26,765 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R5年度 90.0%→ R6年度 90.0%</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>・若手医師のキャリア形成支援、充実した研修体制の推進等を行い、医師の県内定着を図ることにより、本県の地域医療の確保を実現する。</p> <p>・医師の確保・定着のためには、働きやすい職場環境づくりが必要であるため、関係機関・団体等と連携し、県内女性医師等の復職支援等を行う相談窓口（えんネット）を設置運営する。</p> <p>（委託先：一般社団法人しまね地域医療支援センター）</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成プログラムの作成数 249人分 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% ・相談窓口における相談件数 50件 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成プログラムの作成数 266人分 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% ・相談窓口における相談件数 20件 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>R7. 10月に勤務医師実態調査を実施 （病院・公立診療所の医師の充足率 R7年度 84.8% うち医師多数区域を除く二次医療圏 R7年度 80.5%）</p>	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の効果としては、支援センター登録医師の県内勤務医師数は着実に増加傾向にあるなど、取組の成果が現れつつある。また、病院・公立診療所の医師の充足率も向上しており、本事業は医師の確保に効果があった。</p> <p>女性医師の復職支援相談窓口については、当初予定した相談件数に満たなかったが、引き続き窓口の周知等に取り組む。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>研修病院合同説明会等の事業は、県全体として取り組むことにより、個々の病院が単独で取り組む場合と比較して、低コストで効率的かつ効果的に実施している。</p> <p>また、地域医療支援学講座（寄附講座）と同じ建物（島根大学医学部）に設置し、密に連携することで卒前から切れ目のない支援を実施している。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 16】 地域勤務医師応援事業	【総事業費】 4,520 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R5年度 90.0%→ R6年度 90.0%</p>	
事業の内容（当初計画）	過疎地域、離島における医療機関の医師確保対策を支援するため、非常勤医師の応援を受け、その医師の応援を受けるために交通費等を支出した医療機関に対し、その経費の一部を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 25 病院	
アウトプット指標（達成値）	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 25 病院	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： R7. 10月に勤務医師実態調査を実施 （病院・公立診療所の医師充足率 R7年度 84.8% うち医師多数区域を除く二次医療圏 R7年度 80.5%）</p> <p>（1）事業の有効性 過疎地域、離島における医療機関が、非常勤医師に対し交通費等を支出することにより、非常勤医師の採用を促進することができた。</p> <p>（2）事業の効率性 特に医師が不足している過疎地域、離島における医療機関に限定して支援することで、効率的な実施ができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 17】 医師確保計画推進事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	医師少数区域及び医師少数スポット	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足や地域偏在など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：病院の看護師の充足率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R5年度 135人→ R6年度 153人 ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R5年度 90.0%→ R6年度 90.0% 	
事業の内容（当初計画）	<p>医師確保計画の推進のため、県内医療機関等が実施する以下の取組を県が支援する。</p> <p>(1)圏域の医療機関や自治体等と連携して実施する医師招聘事業</p> <p>(2)県内の医師多数区域又は県外から新規に常勤・非常勤雇用する医師を対象とし、1年以上勤務することを返還免除の条件とする資金貸与制度を設け、当該制度に基づき事業を行った際にかかる経費</p> <p>(3)県内の医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ医師の派遣を行うことで生じる逸失利益</p> <p>(4)医師を確保するために実施する研修環境整備事業</p> <p>(5)子育て中の医師が働きやすい職場にするため、子育て支援に要する経費</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	県内医療機関等が連携して取り組む医師招聘事業等 10件	

アウトプット指標（達成値）	令和6年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和6年度計画分は執行していない。</p> <p>（1）事業の有効性 令和6年度計画分は執行していない。</p> <p>（2）事業の効率性 令和6年度計画分は執行していない。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 18】 医師派遣等推進事業、周産期医療体制構築事業、子ども医療電話相談事業等	【総事業費】 12,299 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内医療機関、県内産科医療機関	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>平成25年度までの国庫補助事業により行ってきた特定診療科に対する支援や医師の確保対策によっても、特定診療科の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的な対策を行い、特定診療科の体制維持・充実を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持（R5年度46人） ・分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持（R5年度16.4人） ・小児（二次・三次）救急対応病院数の維持（R5年度17病院） 	
事業の内容（当初計画）	<p>1. 医師派遣等推進事業 地域の医療機関に勤務する医師の確保に向けて、出張やWebでの面談、地域医療視察ツアーを実施することにより、医師確保が困難な地域における医療の提供を図る。</p> <p>2. 周産期医療体制構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産科医等の処遇改善を図るため、分娩の取扱に従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行う。 ・将来の産科医療を担う医師の育成・確保を図るため、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行う。 ・過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇を改善するため、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して財政支援を行う。 <p>3. 小児救急医療医師研修</p>	

	<p>地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の小児科医師、内科医師等を対象として小児救急医療に関する研修等を実施する。</p> <p>4. 子ども医療電話相談事業</p> <p>高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートするため、民間事業者を活用し、急病時の対応について医師等が助言する電話相談事業を実施する。</p>
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・出張面談や視察を通じた医師の招へい 10名 ・分娩手当を支給する産科医療機関数 15施設 ・分娩手当支給者数 80人 ・子ども医療電話相談の相談件数 5,600件 ・小児救急医療医師研修の開催 2回
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・出張面談や視察を通じた医師の招へい 8名 ・分娩手当を支給する産科医療機関数 13施設 ・分娩手当支給者数 73人 ・小児救急電話相談の相談件数 7,500件 ・小児救急医療医師研修の開催 0回
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定時と比較し、病院勤務医師数は減少しているが、分娩1000件当たりの病院勤務医師数は増加しており、病院勤務医の状況は概ね維持できていると評価できる。 <p style="padding-left: 40px;">産科・産婦人科の病院勤務医師数 R5年度 46人 → R6年度 37人</p> <p style="padding-left: 40px;">分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数 R5年度 16.4人 → R6年度 15.5人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児（二次・三次）救急対応病院数 R5年度 17病院 → R6年度 11病院 <p>（1）事業の有効性</p> <p>○医師派遣等推進事業</p> <p>喫緊の求職者が少なかったことから医師の招へい数について、目標値には到達しなかったが、オンライン面談、地域医療視察ツアーの実施により、県内の医療機関について、医師の理解の促進につながった。</p> <p>○周産期医療体制構築事業</p> <p>分娩の取扱いに従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、産科医等の処遇改善が図られた。</p>

	<p>また、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行うことにより、将来の産科医療を担う医師の育成・確保が図られる。</p> <p>加えて、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇の改善が図られた。</p> <p>○小児救急医療医師研修</p> <p>令和6年度の開催実績はないが、地域の小児救急医療体制の維持及び質の向上を図るため、継続して実施する必要がある。</p> <p>○子ども医療電話相談事業</p> <p>高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートする体制を維持することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>○医師派遣等推進事業</p> <p>医師が赴任を考えるにあたり、交通費を心配することなく医療機関や住環境等の見学を行うことができ、医師の希望する医療機関との効率的なマッチングにつながった。</p> <p>○小児救急医療医師研修</p> <p>圏域単位で実施することで、参加者の旅費等が軽減され、経済的な執行ができる。</p> <p>○子ども医療電話相談事業</p> <p>電話による相談という簡易な手段により、多くの相談を経済的に執行することができた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 19】 看護職員の確保定着事業	【総事業費】 13,690 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県看護協会、県内に所在する医療機関	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	ワークライフバランスの推進などを背景に看護職員が不足しており、地域の医療提供体制は厳しい状況が続いていることから、看護職員確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 病院の看護師の充足率 R4年度 97.2% → R5年度 97.6% → R6年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	各医療機関の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上を図るため、認定看護師教育課程の開講や専門性の高い研修等の受講関係経費の支援を行う。 また、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進するための支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修に参加する病院の数 20 病院 ・ナースセンターの運営 1 カ所	
アウトプット指標（達成値）	・研修に参加した病院の数 36 病院 ・ナースセンターの運営 1 カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R7. 10月に看護職員実態調査を実施。 (病院の看護師の充足率 R7年度 95.7%)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>看護師の充足率は横ばいだが、新人看護職員に対する研修や中堅看護職員に対するキャリアアップのための研修等を講ずることにより、看護職員の意欲向上やメンタル面での支援が可能となり、病院への定着、離職防止に繋げることができ、看護師の確保・定着に一定の効果があつた。(R5 県内病院における看護職員の離職率 8.2%。R5 全国平均 11.3%)</p> <p>(2) 事業の効率性</p>	

	<p>単独での研修開催が難しい中小病院に対して、新人職員向けの合同研修を行い、研修を集約化すること等で参加者や研修指導者の負担軽減を図り、効率的・経済的な研修実施等を行うことでコストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 20】 院内保育所運営事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R4年度 86.6% → R5年度 90.0% → R6年度 90.0% ・病院の看護師の充足率 R4年度 97.2% → R5年度 97.6% → R6年度 98.0% 	
事業の内容（当初計画）	医療従事者の離職防止及び再就業を促進することで、良質な医療提供体制の確保を図るため、県内の病院及び診療所に勤務する職員のために保育施設を運営する事業について財政支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	院内保育所の運営費支援 7カ所	
アウトプット指標（達成値）	令和6年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和6年度計画分は執行していない。</p> <p>（1）事業の有効性 令和6年度計画分は執行していない。</p> <p>（2）事業の効率性 令和6年度計画分は執行していない。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21】 看護師等養成所の運営・整備、看護教員継続 研修、実習指導者養成講習会	【総事業費】 73,976 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内看護師等養成所	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	看護教員の資質向上、看護師等養成所の運営等の支援を通じ、看護師等養成所の魅力向上を図り、県内進学促進、県内就業につなげることで、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 病院の看護師の充足率 R4年度 97.2% → R5年度 97.6% → R6年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた島根県内の保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所に対してその運営、施設整備及び教員の資質向上に要する経費を支援する。	
アウトプット指標（当初目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所の運営費等の支援 5カ所 ・看護教員継続研修の開催 2回 ・実習指導者養成講習会の開催 1回 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所の運営費等の支援 5カ所 ・看護教員継続研修の開催 2回 ・実習指導者養成講習会の開催 0回 	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R7.10月に看護職員実態調査を実施。 (病院の看護師の充足率 R7年度 95.7%)	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>看護師等養成所の専任教員の養成及び人件費等の運営費を支援することにより、看護教育の充実を図ることができ、新卒採用者数の維持など看護師の確保に一定の効果があった。</p> <p>しかし、看護師の充足率に関しては、病床数削減に伴う必要数の減などがあった一方で、病床削減計画に沿った採用減を進めている病院があったこと、産休育休・中途退職者の増加に対し代替職員の確保が十分にできなかったことなどの影響により現員数が減少したため、上昇には至らなかった。</p> <p>県内進学促進、県内就業による看護職員の確保を図るため、引き続き看護師等養成所の支援を行う必要がある。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>旧国庫補助事業と同様の補助要件とすることで、コストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22】 医療従事者の確保に関する支援事業 医療従事者研修環境整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R5年度 90.0%→ R6年度 90.0% ・病院の看護師の充足率 R4年度 97.2% →R5年度 97.6%→ R6年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の医療従事者を確保するため、各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・ 県内の病院及び郡市医師会が、地域医療構想に基づき、二次医療圏域内において必要となる医療従事者の確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・ 二次医療圏ごとに、医療技術及び提供医療の質の向上を図るため、圏域内の医療従事者を対象とした研修を病院が実施する場合、研修実施に要する経費を県が補助する。（原則として二次医療圏で1病院を対象とする。） 	
アウトプット指標（当初目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自に医療従事者の確保に取り組む病院の数 16 病院 ・ 各医療圏域での研修開催 4 回 	
アウトプット指標（達成値）	令和6年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和6年度計画分は執行していない。	

	<p>(1) 事業の有効性 令和6年度計画分は執行していない。</p> <p>(2) 事業の効率性 令和6年度計画分は執行していない。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23】 地域医療教育推進事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 県内からの医学科進学者数 R5年度 40人 → R6年度 45人	
事業の内容（当初計画）	継続的かつ安定的な医療提供体制の確保を図るため次の取組を実施する。 ・小中学校がふるさと教育として「地域医療」をテーマとした授業等を実施するために必要な経費を県が補助。 ・中・高校生を対象とした地域医療現場体験事業（院内見学や医師・医学生等との意見交換など）の実施。	
アウトプット指標（当初目標値）	・ふるさと教育（地域医療）に取り組む小中学校数 150校 ・体験事業実施数 6回	
アウトプット指標（達成値）	令和6年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和6年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和6年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和6年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24】 歯科医療従事者（歯科衛生士・歯科技工士） 人材確保対策事業	【総事業費】 785 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県歯科医師会、県歯科衛生士会	
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	歯科衛生士の数が全県的に不足しているため、歯科衛生士の確保・離職防止を図り、適切な歯科医療提供体制を確保する必要がある。	
	アウトカム指標： 就業歯科衛生士数の維持（R4 年末 928 人→R6 年末 928 人） 就業歯科技工士数の維持（R4 年末 240 人→R6 年末 240 人）	
事業の内容（当初計画）	歯科衛生士等の確保や専門性の向上に係る啓発や研修会、歯科技工士養成校の学生との交流・意見交換会などを開催する。	
アウトプット指標（当初目標値）	上記研修会の開催 2 回	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科衛生士、歯科技工士を雇用する立場である歯科医院管理者（歯科医師）を対象とした研修を開催（R6 年度 1 回） ・ 歯科衛生士（現職・復職希望者）等を対象としたセミナーの開催（R6 年度 1 回） ・ 高校生までを対象とした職業紹介の実施 R6 年度 5 回 ・ 歯科衛生士・歯科技工士養成校の学生との交流参加者 R6 年度 2 名 ・ 島根県歯科衛生士人材確保協議会の開催 R6 年度 1 回 	
事業の有効性・効率性	就業歯科衛生士数の維持 R4 年末 928 人→R6 年末 913 人 就業歯科技工士数の維持 R4 年末 240 人→R6 年末 238 人 参考：県内養成校卒業生における県内就職率 R1 年度：63.9%（DH）→R2 年度：41.0%（DH）→R3 年度：70%（DH） →R4 年度：80%（DH）→R5 年度：73.6%（DH）→R6 年度：76.6%（DH）	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>雇用主である歯科医師や歯科医院管理者へ対する研修を実施することで、勤務・復職しやすい体制づくり、環境づくりを図ることができた。</p> <p>就業歯科衛生士・技工士数は減少しているが、県内養成校卒業生の県内就職率は増加し、県内養成校学生との交流がきっかけとなり、県内就職にもつながっていることから、一定の効果が得られている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>島根県歯科医師会へ委託することで、管理者としても離職防止等を考えてもらうことができる。また、島根県歯科衛生士会へ委託することで、復職希望者の把握が可能となり、歯科医院へ勤務している歯科衛生士に対しても広く働きかけることができる。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.25】 薬剤師確保対策事業	【総事業費】 1,745 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県薬剤師会	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	人口あたりの薬剤師数が少なく、薬剤師不足が深刻であることから、薬剤師の確保対策を行い、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 県内病院における薬剤師の充足率 R4年度：87.9% → R5年度：83.9% → R6年度： 85.0%目標	
事業の内容（当初計画）	高校生とその保護者、教員を対象としたセミナーを実施し、薬学部設置大学への進学を後押しする。 また、本県からの進学者が多い中国四国地方を中心に薬学部設置大学を訪問するなどし、薬剤師の県内就業を促進する。	
アウトプット指標（当初目標値）	セミナーへの参加者数 100名	
アウトプット指標（達成値）	高校生セミナーについては、R5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン開催となり、参加者数が52名となったが、R6年度は対面開催を再開し、目標を超える103名の参加があった。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内病院における薬剤師の充足率 R4年度：87.9%→R5年度：83.9%→R6年度：84.0%	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本県から薬科大学へ進学を希望している者を後押しし、将来、本県で働く薬剤師のタマゴを育成する。また、各薬科大学に対して本県の薬剤師が不足している状況を訴え、本県での就職を働きかけてもらうことにより、本県での就職を考える薬剤師が増加することが期待できる。</p> <p>しかし、R6年度は県内病院における薬剤師の充足率は上昇したものの目標には達しなかった。R7年度は、令和6年度から開始した本県に地域枠を設ける薬科大学への見学旅費助成事業や、薬学生・薬剤師のための就職説明会の開催などを継続・発展することで、本県から薬科大学の志望者数の増加や、本県の薬剤師が不足している病院への就職者数増加を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本県への就職の可能性が高い者へ限定して働きかけを行うことにより、コストの低下を図りながら効率的に実施している。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.26】 食事療養提供体制確保事業	【総事業費】 31,510 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日 ~ 令和6年5月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	食材料費の高騰に伴い、食事療養を提供する人員体制を圧迫していることを鑑み、食材料費の高騰による負担を軽減し、管理栄養士等の専門人材とのチーム医療により、適切な助言・管理の下での食事療養の提供が必要。	
	アウトカム指標： 県内病院に勤務する管理栄養士及び栄養士数の維持 管理栄養士 177人（令和5年度） → 177人（令和6年度） 栄養士 34人（令和5年度） → 34人（令和6年度）	
事業の内容（当初計画）	食材料費の高騰による負担を軽減し、チーム医療を推進する病院及び有床診療所を支援する。	
アウトプット指標（当初目標値）	食事療養提供体制の確保を行う病院（有床診療所）への支援数 80機関	
アウトプット指標（達成値）	70機関へ支援	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内病院に勤務する管理栄養士及び栄養士数 管理栄養士 172人（令和6年度） 栄養士 41人（令和6年度）	
	<p>（1）事業の有効性 管理栄養士は減少したものの、栄養士は増加しており、管理栄養士及び栄養士の人数維持に有効であった。</p> <p>（2）事業の効率性 集中して事務処理が可能となるよう補助金の申請期間を1か月とし、迅速に審査を進めて、早期の支給ができるよう効率的に事業を進めた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	
事業名	【No.1 (介護分)】 介護や介護の仕事理解促進事業	【総事業費】 1,970 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に向けて介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護の魅力を広く発信し、介護の社会的評価を高めることにより、介護につきまとうネガティブなイメージを払拭し、若年層が将来の職業として「介護」を選択する機運の醸成が必要になっている。 アウトカム指標：介護や介護の仕事へのイメージアップ等を感じる介護関係者及び一般県民の人数増加につなげる。	
事業の内容（当初計画）	①シルバーウイーク（9月）から介護の日前後の期間（11月）を中心に、介護や介護の仕事に関する理解を深める啓発活動を実施する。 ②年間を通じた介護の普及啓発活動に取り組む。	
アウトプット指標（当初の目標値）	啓発活動に取り組む団体数：39	
アウトプット指標（達成値）	啓発活動に取り組む団体数：39	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 啓発活動に取り組む団体数：39 （1）事業の有効性 雲南市で介護の日イベントを実施し、一般の方に向けて。介護や介護の仕事理解促進や魅力を啓発することができる。 （2）事業の効率性 一般の方が参加しやすいイベントを実施することで、介護や介護の仕事の魅力発信ができ、職業選択における介護分野への参入促進に繋がる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業	
事業名	【No.2(介護分)】 再就職支援コーディネーター事業	【総事業費】 11,298千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	離職した介護福祉士等の登録制度開始にあわせ、再就職の支援を強力に進めていく必要がある。	
	アウトカム指標：介護士バンクに登録し就職した人数 50名	
事業の内容(当初計画)	福祉人材センターにコーディネーターを配置し、離職した介護人材や他産業からの転職者等に対する再就職支援、相談支援を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	介護職の新規求職者数が毎年1割前後減少している中、離職した介護福祉士の届出情報を管理するデータベース「介護士バンク」を活用して潜在的な介護士を掘り起こすことで減少分をカバーする。介護士バンク登録者数250名	
アウトプット指標(達成値)	○求人求職開拓及び就職相談(施設・事業所訪問による求人開拓・相談支援を実施)168カ所 ○県内における就職相談会 実施回数16回 参加者数85人 ○介護福祉士等届出者数 70名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護士バンクに登録し就職した人数：28名	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>○離職者の届出をきっかけに、個人カルテを作成した。</p> <p>○カルテに記載された求職者のライフスタイルや就職先の希望内容を踏まえ、継続的かつ積極的に求人情報等を提供し続けることにより、再就職への相談受付や就職支援につながっている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>再就職支援コーディネーターは、松江市内に2名、浜田市内に2名配置することで、身近に相談できる窓口として機能するようにした。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 多様な人材層 (若者・女性・高齢者) の参入促進事業 イ 多様な人材層 (若者・女性・高齢者) に応じたマッチング機能強化事業	
事業名	【No.3 (介護分)】 福祉・介護人材マッチング機能強化事業	【総事業費】 4,437 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	少子高齢化が進む中、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に向け、介護の需要は増加、必要な介護職員数の確保が喫緊の課題となっている。 アウトカム指標：人材センターの斡旋により就職した人数100人	
事業の内容 (当初計画)	人材センターに福祉介護職場についての専門的な知見があるキャリア支援専門員を配置し、再就職支援セミナーや職場見学・体験等を実施し、求人側と求職側のマッチング機能強化をする。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	職場見学・体験の参加者数100人	
アウトプット指標 (達成値)	職場見学・体験の参加者数249人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 人材センターの斡旋により就職した人数41人 (1) 事業の有効性 人材センターにキャリア支援専門員を配置し、福祉職場への再就職希望者を対象とした再就職支援セミナーや、求職者に実際の職場の雰囲気やサービス内容を知ってもらうための職場見学・体験を実施することにより、求人側と求職者のマッチング機能の強化につながっている。 就職者数を確保するべく、今後も引き続き上記の取組をおこない、求人側と求職側のマッチング機能を強化していく必要がある。 (2) 事業の効率性 人材センターに委託することで、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No.4 (介護分)】 介護支援専門員資質向上研修等事業	【総事業費】 8,186 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	要介護者等ができる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送るため、適切なケアマネジメントを行うことが重要であり、その役割を担う介護支援専門員の資質向上を図る。 アウトカム指標：各種介護支援専門員研修受講者数	
事業の内容（当初計画）	<p>①介護支援専門員実務研修 研修対象者：介護支援専門員実務研修受講試験の合格者</p> <p>②介護支援専門員再研修 研修対象者：介護支援専門員証の有効期間が満了し、再度証交付を受けようとする者</p> <p>③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修対象者：介護支援専門員証が有効な5年間に実務経験がなく、有効期間が概ね2年以内に満了する介護支援専門員</p> <p>④介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修対象者：実務従事後3年以上の介護支援専門員</p> <p>⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修対象者：実務従事後6ヶ月～3年未満の介護支援専門員</p> <p>⑥主任介護支援専門員研修 研修対象者：地域包括支援センターや特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所に配置され、介護支援専門員の指導や助言等を行う主任介護支援専門員</p> <p>⑦主任介護支援専門員更新研修 研修対象者：主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する主任介護支援専門員</p> <p>※②、③は同時開催</p>	

<p>アウトプット指標 (当初の目標値)</p>	<p>①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：90人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：80人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：60人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：540人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：400人 ⑥主任介護支援専門員研修の受講者数：150人 ⑦主任介護支援専門員更新研修の受講者数：300人</p>
<p>アウトプット指標 (達成値)</p>	<p>①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：101人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：70人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：48人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：198人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：72人 ⑥主任介護支援専門員研修の受講者数：56人 ⑦主任介護支援専門員更新研修の受講者数：73人</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： ①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：100人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：100人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：90人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：250人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：130人 ⑥主任介護支援専門員研修の受講者数：80人 ⑦主任介護支援専門員更新研修の受講者数：180人</p> <p>(1) 事業の有効性 介護支援専門員に対して、多様な生活状況等に応じて、多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できるよう、専門知識及び技能の修得を図り、介護支援専門員の資質向上へとつながってきている。</p> <p>(2) 事業の効率性 介護支援専門員に対して、多様な生活状況等に応じて、多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できるよう、専門知識及び技能の修得を図り、介護支援専門員の資質向上へとつながってきている。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No.5 (介護分)】 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	【総事業費】 1,196 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症の人及びMC Iの人が、容態に応じた適時・適切な医療・介護が受けられる体制の構築を図る。 アウトカム指標：認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 19市町村	
事業の内容（当初計画）	別紙のとおり	
アウトプット指標（当初の目標値）	別紙のとおり	
アウトプット指標（達成値）	1 介護従事者向け認知症研修事業 (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 39人 (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 14人 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 18人 (4) 認知症介護基礎研修修了者 371人 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 13名 3 認知症サポート医フォローアップ研修 71名 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 0人 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 42人 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 54人 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 19市町村	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>○介護従事者研修の受講により、施設における認知症ケアの向上が図られた。</p> <p>○「認知症初期集中支援チーム員」「認知症地域支援推進員」の研修受講により、市町村で配置に向けた取り組みが進んだ。(早期発見・早期対応の取組が進んだ)</p> <p>○認知症サポート医が増加し、認知症の診療体制の整備が図られた。</p> <p>○医療従事者の研修により、医療現場での認知症対応力向上が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>○介護従事者研修会を福祉人材センターに委託することで、効率的に実施できた。</p> <p>○認知症初期集中支援チーム員研修、認知症地域支援員研修、認知症サポート医養成研修を国が認めた研修センターに委託して実施することで効果的、効率的に実施できた。</p> <p>○認知症対応力向上研修を認知症疾患医療センター、看護協会と連携して実施することで、効果的、効率的に実施できた。</p>
その他	

(別紙)

事業の内容

1 介護従事者向け認知症研修事業

介護サービス事業所等の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを修得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。

2 認知症サポート医養成研修

国立長寿医療研究センターに委託して、かかりつけ医等への助言や地域連携その推進役になる認知症サポート医を養成する。

3 認知症サポート医フォローアップ研修事業

認知症サポート医に対して認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を実施し、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るとともに、地域における認知症サポート医同士の連携強化を図る。

4 かかりつけ医等認知症対応力研修

" かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。

また、歯科医師、薬剤師に対しても、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施し、認知症の支援体制構築の担い手づくりを図る。"

5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業

病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。

6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修

認知症初期集中支援チームの構成員要件となる研修を、国立長寿医療研究センターに委託して実施する。

7 看護師の認知症対応力向上研修

看護師に対して、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。

8 認知症介護指導者フォローアップ研修

認知症介護実践者研修を企画・立案し、研修を実施する指導者に対し、最新の専門知識や技術を習得するための研修を認知症介護研究・研修センターに委託して実施する。

アウトプット指標

1 介護従事者向け認知症研修事業

- (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 48人
- (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 24人
- (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 24人
- (1) 認知症介護基礎研修修了者 135人

- 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 18名
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 100名中 35名
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 70人
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 70人
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数 19か所
- 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 60人
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No.6 (介護分)】 在宅医療・介護連携事業	【総事業費】 1,847 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	背景：病床数の減少や人材不足などから病院や診療所での看取りが減少し、自宅や介護施設での看取りが徐々に増加している。 ニーズ：高齢者施設や訪問看護・訪問介護などの職員にとって、本人の意思を尊重した看取りに必要な知識と心構えを習得する必要（ニーズ）がある。	
	アウトカム指標： 病院・診療所以外での死亡割合 現状：32.6% (R3年度)、目標：42.6% (R8年度)	
事業の内容（当初計画）	看取りに関わる高齢者施設や訪問看護・訪問介護の職員の資質向上、本人の意思を尊重した看取りを推進するために、研修会を実施する。また、県民へ対しても在宅医療介護やACPの普及啓発を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	高齢者施設や訪問看護・訪問介護などの職員の出席者数：300名	
アウトプット指標（達成値）	高齢者施設や訪問看護・訪問介護などの職員の出席者数：310名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 高齢者施設や訪問看護・訪問介護などの職員の出席者数：310名 (1) 事業の有効性 ・各圏域や市町村における在宅医療・介護連携に向けて、多職種による顔の見える関係づくりや、医療従事者・介護従事者など関係者の資質向上につながっている。 (2) 事業の効率性 ・各保健所の地域包括ケア推進スタッフや市町村担当者とも協働・連携することで、効率的な会議や研修実施につながっている。	
その他		
事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	

	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No.7 (介護分)】 生活支援コーディネーター活動支援研修事業	【総事業費】 2,049 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進するために、地域資源の発掘や関係者のネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置が必要とされている。 アウトカム指標：研修を受けて生活支援コーディネーターとなる者の数の増加と質の向上を図る。 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修：80人	
事業の内容（当初計画）	生活支援コーディネーター養成のための研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：80人	
アウトプット指標（達成値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：80人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：78人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：80人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：78人 (1) 事業の有効性 生活支援コーディネーターに資格要件はないが、都道府県が行う養成研修を修了することが望ましいとされており、この研修を実施することで、役割を理解し、地域での有効的な活動につながっている。 (2) 事業の効率性 地域支援事業実施者である市町村や介護保険者が独自に養成研修を実施することは非効率であり、生活支援コーディネーターの横の連携にもつながることから、県で実施することが効率的、効果的である。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業
-------	-------------------

	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 権利擁護人材育成事業	
事業名	【No.8 (介護分)】 権利擁護人材育成事業	【総事業費】 17,269 千円
事業の対象となる区域	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、安来市、江津市、邑南町、雲南市の区域	
事業の実施主体	市町村 (松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、安来市、江津市、邑南町、雲南市)	
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い増加の見込まれる、親族等による成年後見の困難な人々(例：認知症高齢者等)への、成年後見人材の確保。	
	アウトカム指標：市民後見人名簿登録者数の増加	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人養成研修の実施 ・ 権利擁護人材 (市民後見人、法人後見支援員等) の活動を継続的に支援するための体制の構築 ・ 市民後見人の活動マニュアル (仮称) 等の作成 ・ 認知症高齢者等の権利擁護に関する相談業務の充実 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・ 市民後見人養成研修の受講者数:100 人	
アウトプット指標 (達成値)	・ 市民後見人養成研修の受講者数:65 人、フォローアップ等 160 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人名簿新規登録者:13 人 	
	(1) 事業の有効性 新規の研修受講者だけでなく過去の研修受講者向けのフォローアップ・スキルアップを目的とした研修や、研修修了者が高齢者の権利擁護のために活動する上で必要とされる支援体制の整備も実施されており、権利擁護人材の確保・育成を図る上で有効な事業内容となっている。	
	(2) 事業の効率性 実施主体である市町村においては、日常生活自立支援事業や法人後見事業で権利擁護に係るノウハウを有する市社会福祉協議会に委託することにより、切れ目のない権利擁護の支援体制構築に向け効率的な研修会を実施することができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 外国人介護人材受入れ環境整備 (小項目) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	
事業名	【No.9 (介護分)】 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	【総事業費】 86 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・今後、増加が見込まれる外国人介護人材の受入を検討するにあたり、介護施設等においてコミュニケーションや文化・風習への配慮等への不安や、外国人介護人材に学習支援や生活支援できる体制が十分でないという実態がある。 ・こうした実態を踏まえ、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材が円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。 	
	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費、喀痰吸引等研修の受講に要する経費、外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費の助成 	
アウトプット指標（当初の目標値）	外国人介護人材受入施設数	2施設
アウトプット指標（達成値）	外国人介護人材受入施設数	2施設
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 外国人介護人材受入施設数 2施設	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>外国人介護福祉士候補者が介護現場で働くにあたり、介護職としての技能や利用者等とのコミュニケーション能力等の習得は重要である。受入施設が行う外国人介護福祉士候補者の日本語学習等を支援することで、技能やコミュニケーション能力等の習得を後押しすることができる。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>外国人介護福祉士候補者を受け入れている事業所については、全て補助金の交</p>	

	付を行い、日本語学習等を支援している。
その他	